

重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅介護支援事業者指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪府条例第 136 号）」第 8 条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

法人名称	社会福祉法人 愛孝福祉会
代表者氏名	理事長 飯田 孝司
法人所在地 (連絡先)	〒532-0022 大阪市淀川区野中南 2 丁目 8 番 27 号 TEL 06 (6885) 1606 FAX 06 (6885) 1612

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 愛孝ケアプランセンター
介護保険指定 指定事業者番号	2779105283
事業所所在地	〒532-0033 大阪市淀川区野中南 2 丁目 8 番 27 号
連 絡 先 相談担当者名	TEL 06 (6885) 1606 FAX 06 (6885) 1612 管理者 金沢 智恵子 (主任介護支援専門員)
事業所の通常の 事業実施地域	淀川区内

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	社会福祉法人愛孝福祉会が設置運営する指定居宅介護支援事業所愛孝ケアプランセンターにおいて実施する指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営方針	1 「愛孝福祉会」が実施する「指定居宅介護支援事業」は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものである。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供

	される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 4 事業を行うにあたっては、利用者の居住する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜から金曜日 但し、土曜・日曜・祝日及び12月29日から1月3日は休日とする。
営 業 時 間	午前9時から午後6時までとする。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	金沢 智恵子
---------	--------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	2 名
事 務 職 員	介護給費等の請求事務等(特別養護老人ホーム事務員を兼務)	1 名

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提 供 方 法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙(1)に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

要介護度区分		要介護 1・2	要介護 3～5
取扱い件数区分			
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ	12,076 円	居宅介護支援費Ⅰ 15,690 円
“ 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ	6,049 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,828 円
“ 45 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ	3,625 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,692 円

* 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

* 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より減額することとなります。

* 45 人以上の場合については、契約日の古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

* 別途、加算料金を頂く場合があります。

4 利用料（ケアプラン作成料）について

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

※今後、介護報酬の改定があった場合、変更された額にあわせてご利用者様の利用料金は変更します。その内容について、文書にて通知します。

5 その他の費用について

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
-------	---

6 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供中に、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族・主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供中に、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

<主治医>

病院名 _____ 主治医 _____

連絡先 _____

<緊急連絡先（家族等）>

氏名（続柄） _____ （ ）

住所 _____

連絡先 （自宅） _____ （携帯） _____

9 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- （2）個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （3）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- （4）虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- （5）虐待の防止のための指針を作成します。

10 指定介護支援業務に関する相談、苦情について

介護支援業務に関する相談、苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

居宅介護支援事業所愛孝ケアプランセンター 担当者(金沢 智恵子)	所在地 大阪市淀川区野中南2丁目8番27号 電話番号 6885-1606 FAX 6885-1612 受付時間 月～金 9:00～18:00 *土・日・祝日・年末年始を除く
淀川区保健福祉センター地域保健福祉担当 介護保険業務担当	所在地 大阪市淀川区十三東2丁目3-3 電話番号 6308-9859 FAX 6885-0537 受付時間 月～金 9:00～17:30 *祝日、年末年始を除く
おおさか介護サービス相談センター	所在地 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター308 電話番号 6766-3800 FAX 6766-3822 受付時間 月～金 9:00～17:00 *祝日、年末年始を除く
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町1-3-8 中央大通F Nビル 電話番号 6949-5418 FAX 6949-5417 受付時間 月～金 9:00～17:00 *祝日、年末年始を除く

相談・苦情の手順

苦情又は相談があった場合には、ご利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に対する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対応策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整をおこなうとともに、ご利用者へは対応策を含めた結果報告を行います。

11 身分証携行義務について

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次ぎの措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を作成し、定期的な業務継続の見直し及び変更をします。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の研修を定期的（年1回以上）に実施します。

13 衛生管理等について

従業者の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の整備及び備品の衛生的な管理に努め、事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の対策をする委員会を開催し、従業者に対する定期的な研修及び訓練を実施します。
- (2) 感染症対策の指針を整備します。

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

上記内容について、「大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪府条例第 136 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市淀川区野中南 2 丁目 8 番 27 号
	法人名	社会福祉法人 愛孝福祉会
	代表者名	理事長 飯田 孝司
	事業所名	居宅介護支援事業所 愛孝ケアプランセンター
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

(別 紙 1) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 利用者様の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。かつ当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
- ④ * 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院へ伝えてください。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに1月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、また利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別紙 2) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

利用者の困り込み防止の目的として、前 6 ヶ月間に提供した訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の 4 サービスについて、利用割合（各人 1 回として利用者数を算出）と同一事業所が提供した割合（上位 3 位まで事業所名と割合）とを利用者に文章の交付と口頭にて説明します。

① 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

※ 令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月末

訪問介護	15%
通所介護	27%
地域密着型通所介護	16%
福祉用具貸与	38%

② 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

訪問介護	ケア 2 1 淀川 17%	にこにこ生活研究所 16%	ヘルパーステーション はるかぜ 13%
通所介護	デイサービスあい 30%	ELIFE プラス 17%	デイサービス ELIFE 13%
地域密着型通所介護	湯と憩 山茶花 14%	ききょう デイサービス WEST 14%	ききょう デイサービス 7%
福祉用具貸与	タカプラ 19%	介護ショップひまわり阪 神店 15%	株式会社アエル介護事業部 15%

(別紙 3) 加算一覧

	加算名称	加算単位	算定説明及び回数等
要介護度による区分なし	初回加算	300 単位/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250 単位/月	利用者が病院又は入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200 単位/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合。
	退院・退所加算	1 回 450 単位 2 回 600 単位 3 回 900 単位 ※3 回算定できるのはカンファレンスに 1 回以上参加した場合のみ	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中 3 回を限度) ※カンファレンス参加有→ 左記に 150 単位上乘せ (1 回、2 回のみ)
	通院時情報連携加算	50 単位/月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し 医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、在宅で死亡した利用者 (在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む) に対して ・ 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・ 利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1 月に 2 回を限度)

*1 単位あたり、11.12 円